

事業者の皆様へ

「障がい者共生社会づくり」に向けた長野県からのお願い

●「障がいのある人もない人もともに生きる長野県づくり条例（障がい者共生条例）」をご存じですか？

すべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現を目指し、令和4年3月に制定された長野県条例です。一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行しています。

障がいの有無にかかわらず、すべての人はかけがえのない存在であるという、当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある人とない人とが、お互いに理解し合うことが、共生社会づくりにつながります。事業者[※]の皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ 商業その他の事業を行う者で、営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者

●令和4年10月1日から**合理的配慮の提供が義務化されます。**

障がいのある人は、社会の中にある様々な障壁によって、生活しづらいと感じる場合があります。障がいのある人から、これらの障壁を取り除くための支援を求められたとき、負担が重すぎない範囲[※]で対応することを事業者^{※2}の義務として位置付けるものです。

社会の中にある様々な障壁	
事物	利用しにくい施設・設備
制度	利用しにくい制度
慣行	障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化
観念	障がいや障がいのある人への偏見など

また、合理的配慮の実施に伴う負担が過重であることで求められた支援が実施できないときは、その方に理由を説明した上で、別のやり方を検討し、提案するように努め、理解を得るよう努める必要があります。

※ 個別の事案ごとに次の要素を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的、客観的に判断します。
 ・事業への影響の程度（事業の目的等を損なうか）
 ・実現可能性（物理的・技術的・人的な制約）、費用や負担の程度

（参考）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）において、事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされていましたが、令和3年5月の改正により義務化され、今後公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年以内に施行されます。したがって、長野県では法律に先行して条例によって令和4年10月1日から義務化されます。

●**不当な差別的取扱いは禁止**されています。

条例及び障害者差別解消法によって、障がいのある人に対して、正当な理由[※]なく、障がいを理由として差別することは禁止されています。

※ 正当な理由に該当するか否かについては、個別事案ごとに、障がいのある人、事業者、第三者の権利利益（例：安全確保、事業目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します。

条例では、事業者がやむを得ず、障がいのある人が求めるサービス提供等を拒否し、又は求められたサービス提供等に当たって場所、時間等を制限し、若しくは障がいのない人に対しては付さない条件を付す場合は、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならないと規定しています。（当該部分は令和4年10月1日施行）

社会モデルと合理的配慮の提供

●「社会モデル」とは

障がいのある人が受ける制約は、その人の心身機能の障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁（モノ、制度、意識等）とあいまって作りだされているものです。したがって、その障壁を取り除くのは社会の責務であり、社会の問題として捉える考え方です。

※ この考え方は、「障害者権利条約」に示されており、「障害者基本法」にも採用されています。障がいの捉え方は「医学モデル」（個人の心身機能による個人的な問題として捉える考え方）から「社会モデル」へと変化しています。

	医学モデル	社会モデル
障がいのある人の例	<p>階段しかない建物では、車いすの方は自分では2階に行けません。</p> 	<p>エレベーターが設置された建物では、車いすの方も自分で2階に行くことができます。</p> 
障がいのない人の例	<p>障がいのない人でも、はしごがなければ、ロフトに上がることはできません。</p> 	<p>はしごを持ってくれば、ロフトに上がることができます。</p> 

●「社会モデル」に基づく合理的配慮と環境整備

障がいの有無にかかわらず、置かれた環境（社会的障壁）次第で、できることとできないことが変わります。社会モデルは、程度の差があるだけで、障がいのある人もない人も同じ前提です。現状では障がいのない人に対しては、多くの社会的障壁が取り除かれています。これからは障がいのある人に対しても、合理的配慮の提供や環境整備※等によって、社会的障壁を取り除くことが求められています。

（事例）障がいのある人からお店の入口の段差を乗り越えられないので助けてほしいと支援を求められたときの対応

不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供	環境整備
・利用を断る。	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が段差を乗り越える手伝いをする。 段差に携帯スロープをかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 段差を改修して、バリアフリー化する。 スロープを常設する。

※ 環境整備とは、障がいのある人に対する合理的配慮を的確に行えるよう、事前の措置として、施設のバリアフリー化や、障がいに対する理解を深めるための従業員研修の実施等に努めることが障害者差別解消法により規定されています。

●合理的配慮の具体例

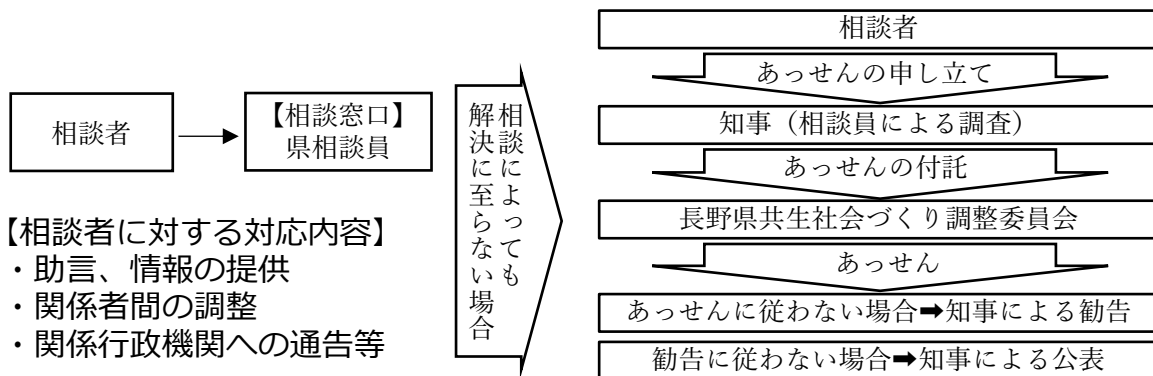
<p><視覚障がい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・驚かせることのないように正面から「何かお手伝いしましょうか？」と声をかける。 ・「こちら」「あちら」などの指示語ではなく「30センチ右」「2歩前」というように位置関係を分かりやすく伝える。 ・資料を拡大文字や点字で作成したり、資料の内容を読み上げて伝える。 ・パソコン等の読上機能を使えるようテキスト形式データを提供する。 ・本人の意思を十分に確認し、書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する。 	<p><聴覚・言語障がい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆談、手話、コミュニケーションボード等、目で見て分かる方法を用いて意思疎通を行う。 ・字幕や手話等の見やすさを考慮して座席配置を決める。 ・窓口で順番を知らせるとき、アナウンスだけでなく身振り等によっても伝える。 ・難聴者がいるときは、ゆっくりはっきりと話したり、複数の発言が交錯しないようにする。 ・言語障がいにより聞き取りにくい場合、分かったふりをせず、内容を確認して本人の意向に沿うようにする。
<p><盲・ろう></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度（全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴）に応じたコミュニケーション方法を確認して用いる。 ・手のひらに○、×、文字などを書いて周囲の状況を伝える。 ・模型等を用いて触覚によって把握できるようにする。 	<p><肢体不自由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす利用者のために段差にスロープを渡す。 ・高い所に陳列された商品を取って渡す。 ・列に並んで順番を待つことが難しいときには、列から外れて順番を待てるようにする。 ・脊髄損傷などにより体温調整が損なわれているときは、室温調整に配慮する。 ・本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する。
<p><知的障がい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくりはっきり話したり、コミュニケーションボードなどを用いて意思疎通を行う。 ・資料を簡潔な文章によって作成したり、文章にルビを付したりする。 ・実物、写真、絵等の視覚的に分かりやすいものを用いて説明する。 	<p><精神障がい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・細かく決まった時間や多人数の集団で行動することが難しいときは、時間やルール等の柔軟な運用を行う。 ・曖昧な情報や一度に複数の情報を伝えると対応困難なときは、具体的な内容や優先順位を示す。 ・情緒不安定になりそうなときは、別室等の落ち着ける場所で休めるようにする。
<p><発達障がい></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面を用いた読み書きに困難があるときには、タブレット等の補助具を用いる。 ・感覚過敏があるときは、それを和らげるための対処（例えば聴覚過敏に耳栓使用）を行えるようにする。 ・作業手順や道具配置等にこだわりがあるときは、一定のものを決めておくようにする。 	<p><内部障がい・難病等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状に波があるので、症状に応じた柔軟な対応を行う。 ・継続的な通院や服薬が必要なときは、休暇や休憩などについて配慮する。 ・ペースメーカーや人工呼吸器等が必要なときは、それらの機器の使用について配慮する。

●不当な差別的取扱いの具体例

- ・保護者や介助者が同伴していない場合、障がいのある人の入店を拒否する。
- ・障がいのある人を無視して介助者や支援者に話しかける。
- ・障がいのある人の受付対応を拒否する。
- ・補助犬を同伴した人の入店を拒否する。

障がい理由とする差別を解消するための体制が整備されます。

障がいのある人への差別に関する事案のうち、特に解決が困難な事案については、障がいのある人等からの申立てに基づき、「長野県共生社会づくり調整委員会」(R4.10 設置)においてあっせん等が行えるようになります。



共に生きる「ともいきカンパニー」の認定を受けて、共生社会づくりに取り組みませんか。

長野県では、各事業所における合理的配慮の取組の普及を図るため、優れた合理的配慮の提供に取り組んでいる店舗等の事業所や障がいのある人を雇用する事業所等を「ともいきカンパニー」として認定し、その取組を県ホームページ等でPRします。

「ともいきカンパニー」の認定を受けて、共生社会づくりの一翼を担ってみませんか。

- 対象事業所 商業等の事業を行う企業・法人（支店・課単位の申請可）
- 認定要件 合理的配慮を理解し、提供する合理的配慮の内容を宣言すること。
従業員に対する研修等、共生社会づくりに関する取組を行うこと。

長野県ホームページ> [ともいきカンパニー](#) [検索](#) (当該ページは R4.10 から掲載予定)
認定制度の詳細は、別途ご案内します。

職場研修において出前講座をご活用ください。

共生社会づくりに向けて職場研修を行う場合、ご希望に応じて県から講師として共生社会づくり推進員を派遣します。

- ・対象者 概ね 20 名以上のグループ
- ・時間 1 時間程度
- ・費用 無料（会場設営に係る費用は、申込者の負担となります。）
- ・申込み 開催希望日の 1 か月前に県障がい者支援課へ申込書を提出してください。
（申込書は県ホームページ [県政出前講座] に掲載しています。）
お申し込みいただいた内容をもとに日程調整等をさせていただきます。

条例・出前講座に関するお問い合わせ	ともいきカンパニー認定に関するお問い合わせ
長野県健康福祉部障がい者支援課 障がい者差別解消相談窓口	長野県健康福祉部障がい者支援課 在宅支援係
電話 026-235-7101	電話 026-235-7104
FAX 026-234-2369	FAX 026-234-2369
e-mail s-kaisho@pref.nagano.lg.jp	e-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

